

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を改正する規程を公布する。

平成27年 4 月 1 日

大阪広域水道企業団
企業長 竹山 修身

大阪広域水道企業団管理規程第10号

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程の一部を
改正する規程

大阪広域水道企業団職員の退職手当に関する規程（平成23年大阪広域水道企業団管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(退職手当の調整額) 第15条 (略) (1) 第1号区分 78,750円 (2) 第2号区分 70,400円 (3) 第3号区分 65,000円 (4) 第4号区分 59,550円 (5) 第5号区分 54,150円 (6) 第6号区分 43,350円 (7) 第7号区分 32,500円 (8) 第8号区分 27,100円 (9) 第9号区分 21,700円 (10) (略) 2・3 (略) 4 (略)	(退職手当の調整額) 第15条 (略) (1) 第1号区分 62,500円 (2) 第2号区分 54,150円 (3) 第3号区分 50,000円 (4) 第4号区分 45,850円 (5) 第5号区分 41,700円 (6) 第6号区分 33,350円 (7) 第7号区分 25,000円 (8) 第8号区分 20,850円 (9) 第9号区分 16,700円 (10) (略) 2・3 (略) 4 (略)
<u>(1) 退職した者のうち自己都合退職者</u> <u>(第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)</u> 以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額	<u>(1) 退職した者のうち自己都合退職者</u> <u>(第6条第2項に規定する傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職した者をいう。以下この項において同じ。)</u> 以外のものでその勤続期間が5年以上24年以下のもの 第1項第1号から第8号まで又は第10号に掲げる職員の区分にあっては当該各号に定める額、同項第9号に掲げる職員の区分にあっては零として、同項の規定を適用して計算した額
(2) (略)	(2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの 前号の規定により計算した額の2分の1に相当する額
(3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当す	(3) (略)
	(4) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1号の規定により計算した額の2分の1に相当す

る 額 (4) (略) 5 (略)	る 額 (5) (略) 5 (略)
-------------------------	-------------------------

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。